

生活協同組合コープさっぽろに対する食品表示法に基づく指示について

令和6年（2024年）6月10日
環境生活部くらし安全局消費者安全課

北海道は、生活協同組合コープさっぽろが、自ら運営する店舗で、一般消費者に販売するいか加工品について、食品表示法第4条第1項の規定に基づき定められた食品表示基準（以下「基準」という。）に違反する表示を行っていたことを確認しました。

このため、令和6年（2024年）6月10日付で、食品表示法第6条第1項の規定に基づく指示を行いましたので、同法第7条の規定に基づき、この旨を公表します。

1 事業者の概要

名称	生活協同組合コープさっぽろ（法人番号 4300-05-003056。以下「コープさっぽろ」という。）
所在地	札幌市西区発寒11条5丁目10番1号
代表者	代表理事 大見 英明
設立年月日	昭和41年（1966年）1月27日
出資金	893億4,829万5,000円（令和6年（2024年）3月20日現在）
業務内容	・ 組合員の生活に必要な物資を購入し、これに加工し又は生産して組合員に供給する事業 ・ 組合員の生活の共済を図る事業 など

2 確認した内容

- 対象商品
「北の網焼きいか」と称するいか加工品
- 対象表示
原材料に使用されているいかの原産地がチリ又はペルーであり、また、いかの種類を確認していないにもかかわらず、容器包装に「原料原産地 青森」、「赤いか（青森産）」と表示
- 販売期間
令和4年（2022年）11月11日から令和5年（2023年）10月4日まで
- 販売数量
6,369個（パック）

3 法令の適用

コープさっぽろが行った行為は、基準第3条第1項及び第2項並びに第9条第1項第2号の規定に違反するものである。

4 指示の内容等

- (1) コープさっぽろが自らの責任において表示を行っているすべての食品について、直ちに表示の点検を行い、不適正な表示の食品については、速やかに、基準に従って適正な表示に是正した上で販売すること。
- (2) コープさっぽろが販売した食品の一部について、基準で定められた遵守事項が遵守されていなかった主たる原因として、コープさっぽろにおいて、表示内容の確認及びその管理体制の不備があると考えざるを得ないことから、これらを含めた原因の究明及び分析を徹底すること。
- (3) 前記(2)の結果を踏まえ、コープさっぽろにおける食品表示に関する責任の所在を明確にし、組合内における品質表示のチェック体制の強化、拡充等の再発防止対策を実施するとともに、当該対策によるチェック体制等が有効に機能していることを定期的に検証し、必要な改善を行うこと。これにより、今後、コープさっぽろが販売する食品について、基準に違反する表示を行わないこと。
- (4) コープさっぽろの役員及び従業員に対して、食品表示制度についての啓発を行い、その遵守を徹底すること。
- (5) 前記(1)から(4)までに基づいて講じた措置について、令和6年(2024年)7月10日までに文書をもって北海道知事に報告すること。

【参考】食品表示法に基づく命令・指示等の状況(直近5か年度)

	命令	指示	指導
R元	0	0	106
R2	0	2	75
R3	0	0	38
R4	0	0	58
R5	0	0	48

問い合わせ先
環境生活部くらし安全局消費者安全課
表示適正化係
電話：011-231-4111(代表)(内線24-528)
011-204-5216(直通)

関係法令抜粋

●食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）

（食品表示基準の策定等）

第 4 条 内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならない。

一 名称、アレルギー（食物アレルギーの原因となる物質をいう。第 6 条第 8 項及び第 11 条において同じ。）、保存の方法、消費期限（食品を摂取する際の安全性の判断に資する期限をいう。第 6 条第 8 項及び第 11 条において同じ。）、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項

二 表示の方法その他前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項

2～6 〔略〕

（食品表示基準の遵守）

第 5 条 食品関連事業者等は、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をしてはならない。

（指示等）

第 6 条 食品表示基準に定められた第 4 条第 1 項第一号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）が表示されていない食品（酒類を除く。以下この項において同じ。）の販売をし、又は販売の用に供する食品に関して表示事項を表示する際に食品表示基準に定められた同条第 1 項第二号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣（内閣府令・農林水産省令で定める表示事項が表示されず、又は内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項を遵守しない場合にあっては、内閣総理大臣）は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

2～8 〔略〕

（公表）

第 7 条 内閣総理大臣、農林水産大臣又は財務大臣は、前条の規定による指示又は命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

（権限の委任等）

第 15 条

1～3 〔略〕

4 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

5 〔略〕

●食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）

（横断的義務表示）

第 3 条 食品関連事業者が容器包装に入れられた加工食品（業務用加工食品を除く。以下この節において「一般用加工食品」という。）を販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。第 6 条及び第 7 条において同じ。）には、次の表の上欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。ただし、別表第四の上欄に掲げる食品にあっては、同表の中欄に掲げる表示事項については、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

原材料名	<p>1 使用した原材料を次に定めるところにより表示する。</p> <p>一 原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その<u>最も一般的な名称をも</u> <u>って表示する。</u></p> <p>二・三 [略]</p> <p>2・3 [略]</p>
------	---

2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用加工食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

輸出品 以外の 加工食品	原料原 産地名	<p>1 <u>対象原材料〔中略〕の原産地を、原材料名に対応させて、次に定めるところにより表示する。</u></p> <p>一 <u>対象原材料が生鮮食品であるもの（別表第15の2から5までに掲げるものを除く。）にあつては、次に定めるところにより表示する。</u></p> <p>イ 国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を表示する。〔以下略〕</p> <p>ロ [略]</p> <p>二～六 [略]</p> <p>2～7 [略]</p>
--------------------	------------	--

（表示禁止事項）

第9条 食品関連事業者は、第3条、第4条、第6条及び第7条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用加工食品の容器包装に表示してはならない。

- 一 [略]
- 二 第三条及び第四条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語
- 三～十二 [略]
- 十三 その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

2 [略]